

社会福祉法人室蘭福祉事業協会
老人福祉施設における処遇改善手当Ⅱの支給の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員給与規則第35条及び社会福祉法人室蘭福祉事業協会臨時の任用職員就業規則第30条（以下、これらを「給与規則」という。）に規定する処遇改善手当のほか、令和4年2月1日からの介護職員処遇改善支援事業及び令和6年2月1日からの介護職員処遇改善支援事業に係る処遇改善手当の支給に関して、その特例を定めるものとする。

(支給対象者及び支給額等)

第2条 支給は月額支給とし、支給対象者及び支給額は、理事長が別に定める。この場合において、支給額については、財源となる国からの補助金又は介護報酬の範囲内を基準とする。

(取扱い)

第3条 この規則による処遇改善手当Ⅱの取り扱いについては、給与規則に規定する処遇改善手当と同様とする。

附 則

1 この規則は、令和4年2月24日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和6年2月26日から施行し、同年2月1日から適用する。